

須磨魅力発信事業助成に関する要綱

平成 18 年 4 月 1 日 須磨区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、須磨区主体のもとで運営されていた行事の趣旨を継承して区民が主体となつて行う須磨の歴史・文化・自然などの魅力資源を活用した事業に要する経費の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 須磨魅力発信事業助成は、区民が参画、交流する事業の開催及び区民への有益な情報の発信を通じて、「魅力が輝く美しいまち」「やさしさあふれる元気なまち」「安全安心なまち」の実現を促進することを目的とする。

(助成対象団体)

第 3 条 助成対象団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 企画した事業を終了まで責任を持って、遂行できる団体であること。
- (2) 区民を中心に構成される団体で、概ね区全域を活動範囲とする団体であること。
- (3) 実質的に団体の運営が区民によりなされていること。
- (4) 営利を追求することを主目的とした団体、宗教団体、政治団体のいずれでもないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(対象事業)

第 4 条 助成対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) かつて須磨区役所が主体となつて運営していた行事の趣旨を継承する事業であること。
- (2) そのすべて又は大部分が須磨区内で実施される事業であること。
- (3) 須磨の歴史・文化・自然など須磨ならではの魅力資源を活かした事業であること。
- (4) 須磨区内外から広域的に多数の集客が見込める事業であること、または須磨の魅力を広く情報発信するものであること。
- (5) 神戸市の基本計画又は事業実施計画に反する事業でないこと。
- (6) 営利を主目的とした事業、宗教的な事業、政治的な事業のいずれでもないこと。
- (7) 法令に違反した事業でないこと。

(対象経費)

第 5 条 助成対象経費は、直接経費のみとし、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 助成対象団体の構成員の人件費及び報酬
- (3) 助成対象団体の備品となり得る物品の購入費

- (4) 繰越金、積立金など、事業実施のために直接用いない経費
- (5) 領収書がない等使途が不明なもの
- (6) その他区長が適当と認めないもの

(助成金の額)

第6条 須磨区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる事業に対して、1年間の総事業費のうち、30万円を上限として予算の範囲内で助成することができる。

(交付申請)

第7条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、あらかじめ須磨区役所と協議を行い、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 須磨魅力発信事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 区長は、補助金規則第6条による助成金の交付の決定を行うときは、須磨魅力発信事業助成金交付決定通知書（様式第4号）を、同条第3項による助成金の交付を不相当であると認めるときは、須磨魅力発信事業助成不採択通知書（様式第5号）を申請団体に通知する。

2 前項の助成金の交付の決定を通知する場合において、区長は、助成金の交付目的を達するために必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第9条 前条第1項により助成の決定を受けた団体（以下「決定団体」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは須磨魅力発信事業助成計画変更申請書（様式第6-1号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、あらかじめ須磨魅力発信事業助成取下承認申請書（様式第6-2号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を須磨魅力発信事業助成計画変更・申請取下承認・却下通知書（様式第7号）により申請団体に通知する。

(実績報告書の提出)

第10条 決定団体は、補助金規則第15条に基づき事業実績を報告しようとするときは、事業終了後、速やかに次に掲げる書類（以下「実施報告書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 須磨魅力発信事業助成実施報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算報告書（様式第9号）
- (3) その他区長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第11条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、須磨魅

力発信事業助成金交付額確定通知書（様式第 10 号）により、速やかに決定団体へ通知するものとする。

（助成金の請求）

第 12 条 決定団体は、助成金の交付を受けようとするときは、須磨魅力発信事業助成金交付額確定通知（様式第 10 号）受領後に、須磨魅力発信事業助成金交付請求書（様式第 11 号）をすみやかに区長に提出し、区長は速やかに助成金を支払うものとする。

2 決定団体が、前条の規定によりがたく、かつ区長が認める場合は、須磨魅力発信事業助成金交付決定通知書（様式第 4 号）による助成金の交付予定額を概算払いすることができる。ただし、区長は、第 11 条により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の助成金の返還を命じるものとする。

3 決定団体は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で返還しなければならない。

（事業の評価・調査等）

第 13 条 区長は、必要と認めるときは、助成対象団体に対して、事業の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、事業の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

（交付決定の取り消し等）

第 14 条 補助金規則第 19 条及び下記の要件に基づき、助成金の交付予定額又は交付確定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付している助成金の一部又は全部を期限を定めて返還させるものとする。

（1）助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。

（2）助成金を助成対象事業以外に使用したとき。

（3）助成金の交付条件その他この要綱の規定に違反したとき。

（4）繰越金、積立金に相当する金額が、助成金額に比し相当程度生じた場合。

（5）前条の調査又は措置要求に従わないとき。

（6）その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は区長が定める。

附則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年11月1日より施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。